# 【別紙1】

## 特定事業所集中減算の取扱いについて

下記1の判定期間内に作成された居宅サービス計画のうち,指定訪問介護,指定通所介護,指定福祉用具貸与,指定地域密着型通所介護の各サービスについて,同一の事業者によって提供されたものの占める割合の状況に関し,下記3の書類を作成し,提出してください。

記

### 1 判定期間,減算適用期間及び提出期限

	判定期間	減算適用期間	提出期限
令和7年度	令和7年 3月 1日~	令和7年10月 1日~	令和7年9月12日(金)
前期	令和7年 8月31日	令和8年 3月31日	

#### 2 提出対象事業所

## 全ての事業所

<u>※全てのサービスで紹介率が80%を超えない場合でも提出してください。</u> なお、当該書類は、各事業所において5年間保存しておく必要があります。

#### 3 提出書類

No.	提出書類	提出する事業所
1	特定事業所集中減算に係る届出書 (様式1)	全ての事業所
2	居宅サービス事業所一覧表 (様式2)	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、【別紙2】5の「正当な理由」の①又は⑤に該当する事業所
3	特定事業所集中減算に係る再計算書 (様式3)	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、【別紙2】5の「正当な理由」の⑥のイ、ロ又はハに該当する事業所
4	居宅サービス計画数内訳表 (様式4)	(同上)
5	該当者の「アセスメント」及び 「居宅サービス計画」の写し	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、【別紙2】5の「正当な理由」の⑥のイ又は口に該当する事業所
6	居宅サービス事業所の選択に係る確認 書(様式5)	紹介率最高法人の占める割合が80%を超えているが、【別紙2】5の「正当な理由」の⑥の口に該当する事業所

- ※ 「【別紙2】特定事業所集中減算届出書 記載要領」及び「(様式1)記入例」を 参考にして作成してください。
  - ※ 様式については、総社市ホームページからダウンロードできます。

\[ \frac{http://www.city.soja.okayama.jp/tyouzyukaigo/kaigohoken houkatusien/kyotakusyutyugensan.html]

- 4 提出先 総社市長寿介護課介護保険係
- 5 提出部数 1部
- 6 その他

提出のあった事業所については、減算の要否について後日通知します。

なお, 「正当な理由」について, 要件を形式的に満たした場合であっても, 総社市が 実施する運営指導等により, サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された 場合には, 減算の対象とします。

また、記載内容に不正又は偽りがあった場合は、居宅介護支援費の請求について不正 又は虚偽の報告があったものとして、介護保険法第84条の規定により、指定居宅介護 支援事業者の指定の取消し等を行うことがあります。